

戦国期在地年中行事の再生産構造：近世における「色部氏年中行事」の成立と伝来

長谷川，伸 / HASEGAWA, Shin

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Hosei Historical Society in Hosei University / 法政史学

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

53

(発行年 / Year)

1991-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011102>

戦国期在地年中行事の再生産構造

——近世における「色部氏年中行事」の成立と伝来——

長谷川 伸

一 はじめに

本稿は、筆者が先に「色部氏年中行事」(以下『行事』と略称)を素材として、中世末期から近世における年中行事の変容過程を史料論の立場から考察した別稿⁽¹⁾の続編である。

そもそも『行事』なる史料は、中世末期の国人領内における家中・領民・在地の民俗等に豊富な記載を持つ史料であるが、従来の『行事』研究では、当該史料中の人物や表記の一部を検討するのみで事足りたり⁽²⁾としたり、或いは現存する『行事』の伝本が近世のものであるにもかかわらず、直接に中世社会が論じられてきた感がある⁽³⁾。そこで別稿では、『行事』という史料自身の記載様式・形態・書写段階

の吟味を行ない、中く近世移行期の色部氏家中の動向と人物比定等諸々の点から『行事』の再評価を試み、次のような結論を得た。

すなわち、『行事』という史料には記事の内容描写と作成年代に相違があり、記事自体が表わしているのは、慶長三(一五九八)年を下限とする国替え直前の中世最末期越後国色部領の姿であるが、帳簿自体の成立はその時点以降であり、近世の武家社会中の所産であることを指摘した。

そこで、前稿を受けて本稿での課題は、中世末期の在地社会で機能していた年中行事が、《中世から近世へという社会構造の変化の中で如何なる段階を経て近世社会で再生産され、変質を遂げ伝承されていったか》を、年中行事が記載されている史料成立のプロセスから考察してゆくこと

である。考察に当たっての留意事項は、三点ある。①なぜ『行事』は越後時代の姿を描写しているのか、②『行事』なる『帳簿史料』としての成立（＝祖本成立）は何時か、③現存する色部本・米沢本『行事』の成立事情はどうか、ということである。別稿では近世における『行事』という史料自体の成立について言及し得なかつたからである。

また、殊に社会構造変化を踏まえる時、以下の視点にも留意すべきである。まず、中世の武士団は「兵農分離」を経て、如何にして近世の武士団として定着していったかということである。従来、国替えに伴う兵農分離は、在地の「百姓」側の問題が主に論じられてきた反面、大名に臣従していった「武士（陪臣団）」側はあまり取り上げられていない。そこで、拙稿では兵農分離を武士の側より見ることに、中世期の国人領主層であった色部氏とその家中が、国替えによって給地の宛行を受け移住していった過程を、その際の年中行事の変化と近世の陪臣団秩序の形成過程から考えてゆきたい。

さらに、ここで視野に入れておくべきことは、近世大名の家臣団統制とのかわりである。つまり、近世の重層的な社会秩序からすると、色部氏家中は陪臣団として属した米沢藩主上杉氏の家臣団統制に影響を受け、それ故に上杉

氏の彼の地における近世武士団としての定着過程が色部氏にもあてはまり、それが『行事』に成立とも深く関わっていくことになる（後に詳述）。

なおその上にもうひとつ考えなくてはならないのが、『行事』に見える領主支配関係を示す作法は、近世になり米沢へ移っても色部「家」の行事として続けられたことが、「年中家風之行事」⁽⁵⁾（色部至長撰・天明六（一七八六）年十二月吉辰の奥書あり、色部正長氏所蔵、以下『家風』と略称）と、「当家言伝之品々覚書」⁽⁶⁾（色部隆長記・宝暦年間成立、米沢市立図書館所蔵、以下『当家』と略称）等によって知られることである。既に中野豈任氏は、『行事』の内容を中世越後時代の年中行事と見て、近世における色部「家」の年中行事との類似性を説かれた。しかし、これらをストレートに結びつけて、中世越後色部領における年中行事は斯くあったと言うことは出来ない。むしろ、これらの近世の年中行事との比較検討が必要であり、その相関関係を明らかにすることによって、『行事』成立の意義も解明できると思う。

以下縷説する『行事』についての分析は、上杉氏とともに転封を重ねた色部氏が近世社会に定着し、年中行事を再生産させてゆく過程を検証することにあるが、検証を通じ

て①「中世から近世への連続面での年中行事の変質と再生産の過程」、及び②「重層的な武家儀礼の体制とその運用システム」を解明し、さらには近世社会におけるこれらの変質を、現存する『行事』伝本の書写段階での意識を通じて素描することにより、『行事』という史料の持つ本質的な性格を評価していきたい。

それでは行論の順序として、色部氏自身が一家臣であった近世米沢藩上杉氏家中の年中行事再生産の様相を一瞥した上で、色部氏のその実態と、色部本・米沢本の祖本となるべき『行事』の帳簿自体の成立との関係に言及してゆく⁽⁸⁾。

二 近世米沢藩における上杉氏家中行事の様相

色部氏の「御館様」であった戦国大名上杉氏は、慶長三年正月に会津一二〇万石の地へ国替えされ、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原合戦では豊臣方に与して奥羽で徳川方と対陣したため、翌年八月米沢（現山形県米沢市）へ三〇万石に減封され移動した。この過程における上杉氏の家臣団統制上の特徴は、越後↓会津↓米沢へと上杉景勝に臣従してきた家臣団を召放し⁽⁹⁾牢人化することなく、給人知行地を1/3に減禄することによって、そのまま米沢へ召し連

れたことである。すなわち、家臣団の構成は知行高が減っても基本的には越後以来変化がなかった。かかる米沢藩制初期には、景勝―直江兼統体制が越後時代同様に機能したので、家臣団統制を始めとする藩制秩序のあり方も越後時代の遺制が利用された。

殊に、米沢藩の家臣団秩序は、越後時代の長尾為景・上杉謙信期に見られる一族客将・国衆・譜代という家格にその淵源が求められ⁽⁹⁾、上杉氏との臣従関係を背景にして、礼式や贈答の場合に家格や上杉氏との縁故・戦功の度合により一定の例規（作法）が定められていた。この秩序は、二代藩主定勝により寛永三（一六二六）年正月の侍組席次制定⁽¹⁰⁾において固定化された。ここには高家⇨親族衆・越後国衆・信濃国衆・国衆分家という序列がみられ、その構成メンバーには多少の変動があるものの、基本的には中世の家臣団秩序が継承されていた。なおかつ、定勝治世には寛永一六年に名家の引立て・再興⁽¹¹⁾も行なわれ、米沢藩家臣団の秩序と家格が制度化されていった時期であった。

一方、この家臣団を統制してゆくために、上杉氏は「家中掟」⁽¹²⁾等の法令発布とともに、宗教イデオロギー政策上でも新たな結集方式を試みていた。それは旧地越後に所在する寺社を米沢に移築し、当地で越後時代と同様の儀礼の復

興や米沢で新たな儀礼を創出したのみならず、これらの儀礼・法会の執行に家臣団を強制的に参加せしめた。かくて越後以来の宗教儀礼関係は近世社会のものとして再構築され、かつまた家臣団統制もかかる宗教儀礼の中で強固な主従関係の存在を意識させ、固定化していったのである。

《史料一》

〔a〕(慶長十七年) 八月二日付上杉景勝書状写 (『上

杉家御年譜』三)

御廟爰許江移候儀、其元之衆切々催促付而、無是非此方江移申候、左様候得者、路次中又其元為始末、岩井・山岸・廣居差越候、様子委曲申付候、御棺掘出、別而空殿拵、其儘入御棺候而、路次中自由候様、堅可申付候、兩三人之衆茂俗者構申間布候間、能化衆又丁寧成出家衆兼被仰付、彼者共申様可被成候、少茂如在之御心入候者、忽御罰可被相蒙候、無申迄候得共、能々入念尤候、身之相越儀候者、直越其段可申付之處、左様不成事候間、不及是非候、手前見申候而申付候通、能々入念候事肝要候、猶又五郎堅申含候、謹言、

(慶長十七年)
八月二日

(上杉)
景勝

大乘寺

妙観院

寶幢寺

〔b〕「年中行事」

正月元日諸番所終日夜中共ニ下

御堂御参詣御直垂

不識院様へ御太刀馬代金二百足

御餘尊様 瓊林院様へ同金百足ツム

大乘寺御代拝御城代

慶雲院様へ金百足

諸社御代参御側役

東町神明春日大明神白子大明神へ南鐐一片ツム

(中略)

侍頭三宰配頭御中之間年寄大筒頭御使番へ鉄砲ノ令達アリ

夫々へ御祝ノ御酒御喰摘成下サル

表御座之間

御二ノ間上ヨリ二疊日

御太刀目録

御側役持出奥取次披露

奉行

中老

御城代

(中略)

御式甚

御側役持出奉行披露
太刀目録 御盃

御二ノ間三疊目
侍頭
御三ノ間二疊目
侍組色部マテ

(下略)

すなわち、慶長一四(一六〇九)年、藩主上杉景勝は米沢城二之丸の一廊に廟堂を建立し始め、同一七年三月に「御堂」本殿が落成した後、もと越後春日山(現新潟県上越市)にあった「御棺」⁽¹⁴⁾上杉謙信の遺骸を当地へ安置し(史料一「a」)、以後ここに上杉氏歴代の位牌壇を設けて、家中に対して御堂への勤行出仕を厳命した。⁽¹⁴⁾さらに、史料一「b」から理解されるごとく、元旦の藩主御堂御参詣に引き続き、有力寺社への重臣層代参が行なわれ、そのうえで「御祝ノ御酒御喰摘」が家中各々の属する家格序列の場で行なわれ、家臣から藩主へ新春の御祝儀として太刀目録や扇子の進上がなされた。⁽¹⁵⁾また、毎年正月一二日は御堂への諸士参詣日と定められていた。⁽¹⁶⁾御堂参詣に関する行事は毎月延べ一五日以上を数え、これが米沢藩上杉氏家中における宗教儀礼の中核をなしていたことがわかる。しかるに、かかる儀礼は、家格という不可視な存在を座席位置や礼拝日を区別することにより、目に見える形に置き換える機能を果たしていたことに留意したい。

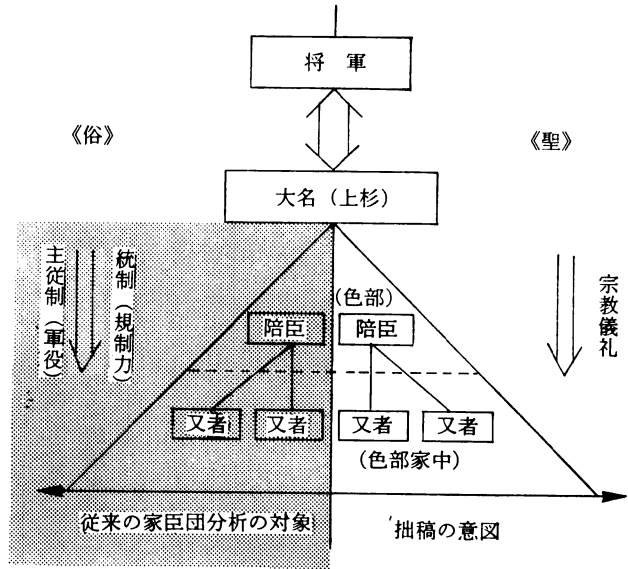
そして、この御堂において勤行を務めたのが、越後時代

戦国期在地年中行事の再生産構造(長谷川)

に謙信が深く帰依し、春日山から米沢へ移築された真言宗「十一ヶ寺」「九ヶ寺」と称された古刹群であった。就中、一ヶ寺筆頭の法音寺・大乘寺(前掲史料一「a」)で重要な役割を演じていた)ならびに蔵王堂は、藩祖たる長尾氏時代以来の曲縁深く、当地でも保護を受けて寺領を下付され、藩内寺院中最高の権威を誇った。⁽¹⁸⁾また、上杉家連枝等の菩提寺として歴代藩主の仏参が恒例行事で行なわれ、寺領や法会料等が下されて保護を受けた寺院に、臨済宗法泉寺・浄土宗極楽寺・曹洞宗林泉寺等があるが、これらもすべて越後から移ってきた寺院群である。彼等は上杉氏家臣をも檀越として繁栄したが、毎年正月七日の寺院登城の節における各寺の席次に見られるごとく、彼等の中でも寺格秩序が厳しく定められていた。⁽¹⁹⁾

このように近世米沢藩当主上杉氏の年中行事は、越後時代の寺院を移築し、中世以来の法会等を継承、或いは米沢に移動した後、中世期の上杉氏の菩提を弔う形で新たな宗教儀礼を創出しつつ、家臣団を参加せしめることによって「聖」的世界を中心とした行事体系が整備されていった。そのことは反面において家臣団の「俗」世界の秩序階梯を鏡に映したものであり、「聖」「俗」双方の秩序機能が一致してこそ、家中統制が完結する武士団結合の本質の一面をよ

図 近世大名家臣団の分析モデル



く示していよう⁽²⁰⁾(図参照)。
以上の事柄よりして、米沢藩における家臣団秩序とそれを
を体现する年中行事の源泉は、越後時代の秩序であったこ
とがわかるであろう。そして、上杉景勝により着手され、
その基本形が近世の藩制秩序に規定された武家の年中行事

として制度化していったのは、藩制の画期となった寛永期
を中心とする定勝治世下である。

三 近世成立期における年中行事の機能

(1) 上杉・色部両氏の転封過程と兵農分離

前述の如き社会変化、特に近世初期上杉氏家中の秩序形
成史の流れの中に、色部氏家中(陪臣団)の統制策を位置
付けてみるならば、色部氏もまた中世の年中行事の内容を継
承しつつ、当主上杉氏の影響を受けて変化が生じたと推定
することは無理ではない。しかも、他の上杉氏家中同様に
兵農分離を経験した近世武士団の一員であったことは再言
するまでもない。

慶長三年正月、上杉氏は豊臣氏により突然「会津江国
替」を命じられた。秀吉から景勝に与えられた朱印状によ
れば、国替えでは家臣はもちろん、武家奉公人は全て移住
することが命じられ、一方田畑を持ち年貢を納めている百
姓は移動が禁じられている。これがいわゆる兵農分離の原
則であるが、越後から会津領への移動は一片の法令通りに
進んだわけではなく、様々な困難を伴ったという。⁽²²⁾それ
は、この国替えに臣従して祖先相伝の所領を初めて離れて
別の土地へ移住していった、中世期の国人領主層を中心と

する大身家臣とその被官人達は、如何に兵農分離と対応し、新天地に定住していったのであろうか。

この時、色部氏は置賜郡金山城番（現山形県南陽市）となり、慶長三年三月末までには北条莊宮内郷を中心とする地域に一万石を与えられて移転した模様である。⁽²³⁾その際、色部氏家中においても最終的には二百余名もの陪臣団と総勢千人にも上るその一族・奉公人が移住した。⁽²⁴⁾しかも、この金山城番期は色部氏家中にとっては当主不在期であった。朝鮮出兵中の文禄元（一五九二）年に当主長真が死去し、後嗣光長は米沢転封後の慶長七年に至って元服した。したがって、越後から金山への国替え前後の期間には、光長は未だ幼名の龍松丸を名乗っており、色部氏家中の後見人により家政が運営されていた。⁽²⁵⁾そのうえ、越後時代から後見役を務めていた一族の色部長影が国替え直後に没したため、その後はやはり親族衆の一人牛屋五兵衛長要がこれに代わったようで、慶長五年の合戦中は彼が上杉氏の軍役衆として色部勢の大將分であった。⁽²⁶⁾

かかる不安定な色部氏家中を蔭に支えていたのが、上杉景勝の執政であった直江兼続である。それは戦国末期景勝政権下、特に天正一五（一五八七）年の新発田重家の討滅以後、譜代の直江兼続に対して外様（揚北衆）代表の色部長

真が上杉氏の領国支配において重要視されており、⁽²⁷⁾長真の政治的地位上昇により、兼続との関係も深まったのであろう。実際長真は遺言中に兼続との縁組契約と、景勝への家中の取り成し依頼を書き残した。⁽²⁸⁾そして、遺児光長（龍松丸）は兼続の庇護を受けて成長し、元服の際には兼続から一字を貰って、当初「綱長」と名乗った。⁽²⁹⁾とすると、新しい会津領支配の中心役を担った兼続が米沢に配されたのと、色部氏が直江氏と同じ置賜郡内の金山に移封されたのは、単なる外様と重臣の抱合せ政策にとどまらない両者の強い結び付きがもたらした結果の可能性もある。とはいえ、越後時代は独自の領主権を行使した色部氏も、長真死後の当主不在期に兼続の影響下に置かれ、次第に新時代の体制に編入されていったのであろう。

ところが、周知のごとく慶長三年八月会津国替え数ヶ月後にして豊臣秀吉が他界し、豊臣政権はその主導権を巡って混迷する。その中で五大老の一人であった上杉景勝は徳川家康と対立し、関ヶ原合戦後の慶長六年八月、会津一二〇万石から米沢三〇万石に減封された。⁽³⁰⁾と同時に色部氏も知行高を1/3に減じられ移住した。⁽³¹⁾前述のように上杉氏は臣従する家臣をすべて米沢へ移住させたため城下の膨張は著しく、全家臣団をここへ集住させることは困難であっ

た。その対応策として上杉氏は、給人家臣に対し郊外の給地を与えて開発を奨励し、下級家臣や陪臣をそこに住ませた。⁽³²⁾ 彼等は在郷家臣と呼ばれ、一部は農作業に従事するものであった。かかる対象となったのは上杉氏直臣の所謂原方郷士と、越後時代揚北地方に割拠した外様の大身家臣の陪臣団である。⁽³³⁾

色部氏の場合も下屋敷設定と家臣の居住地のため給地が与えられたので、それを陪臣達に割り当て開発を始めた。それは、次のように表現された米沢郊外窪田の地であった。⁽³⁴⁾

二千三百卅三石	内	二千百廿二石	長井内
			窪田村
			信夫内
			谷地村
			色部長門

寛永一六（一六三九）年の窪田村検地帳や同村の「番所絵図」を閲すると、窪田村の八〇％以上は色部氏知行地であり、「家中開分」の手作地名請人や屋敷名請人を見ると、士分の名はみな越後色部氏時代の家柄名であり、しかも同様に旧地にあった寺社も既に移転していたことが読み取れる（後に再述）。この絵図の中には、まさしく米沢藩当主上杉氏と同一の手法を用いた色部氏の重層的な家中統制の実態が感じられよう。このようにして窪田村の中には在方

とは区別された「家中」と呼ばれる色部氏の在郷給人集落が形成された。

さらに、色部氏は自己給人領内では米沢藩の枠内という限定付きで、検地役人の竿入れ禁止や給地における代官支配の排除、不人権の保持が認められた。⁽³⁵⁾ これは一見、中世色部領の世界が近世の窪田村でも展開したごとく見紛うが、彼等は兵農分離を経て便宜的に在村し農業に従事する米沢藩の地方知行制に組み込まれていただけであり、本質的には扶持米取りの近世武士団に変わるところはない。しかしながら、二度の国替えを経た慶長期はおるか寛永期に至っても右の状況が存在している事実から推して、近世前期に米沢藩のごとく削減された領地に大量の家臣団が移住したような時、新天地に十分な受け皿が用意されていなかった場合、武士の城下集住という兵農分離の原則は揺らいでしまうこともあったであろう。諸藩の地方知行制の存在理由をかかる観点より再考してみる価値はあるが、論旨から離れるので指摘するにとどめておく。

（２）『行事』の成立と色部氏の給地支配

ところで叙上の現実下、近世の色部氏にとって大きな意味を持つ出来事があった。慶長六年窪田村を給付された翌

年、色部龍松丸が元服して綱長（後に光長）を名乗り、父長真没後一〇年程空白であった当主の座を名実ともに占めたことである。³⁸後に近世色部氏中興の祖と意識された光長が成人したことは、まさに同家とその家中（上杉氏陪臣団）にとっては近世の幕開けを告げる象徴的な出来事であった筈である。

さて、米沢藩制の諸秩序形成期に当主となった光長の肩に懸かる課題は、①己が家中の統制と、②越後から召し連れた家中以下総勢千人もの処遇である。後者の課題を強いて言うならば、新給地窪田村の開墾に他ならない。短期間に転封を繰り返した色部氏家中には、かかる変則的な地方知行の生活は一面から見ると時代の逆行であり、もし、色部氏当主が家中の新たな秩序確立のために、形の上で往時の経験や所産が生かしたとすれば、それは最も目に見える部分での復興・援用であった可能性は高い。殊に、上述した当主上杉氏の家臣団・寺社統制の実状を踏まえるならば、彼の年中行事再編と同様に、色部氏においてもその再構成が考えられる（勿論、再編成は年中行事以外にもあったであろう）。

とすると、米沢藩制初期特に直江兼統執政期は越後時代の秩序が踏襲され、色部氏等旧国人層出身家臣が限定付き

とはいえ優遇された（前述）ことを前提に、『行事』の持つ本質的な意味を考え併せると、ここで「この儀礼は在地領主の領域支配における心意統治技術なのだ」とする藤木久志・中野豈任氏の評価が想起される。³⁹筆者もこの解釈に賛成であるが、さらにここで『行事』という年中行事の史料としての評価を行なうならば、別稿で述べたごとく『行事』という史料は、戦国期社会に存在していた普遍的な主従制的結合と、その確認儀礼のための恒常的な貢納システム↓儀礼の執行というサイクルの全体を核として、色部氏の在地領主としての「心意統治の法」を表わしたものと理解している。さすれば、『行事』の存在意義は、『行事』そのものの中に領域支配のための具体的な手本・技術書Ⅱマニユアルとしての意味があった、と考えることが出来る。

このように『行事』の意義を理解すると、なぜ当該史料は越後時代の姿を描写しているのかという問題もおのずから解けるであろう。すなわち、領主が新たな状況に直面した時、手本とすべき総体はすべてそこに含まれていたからである、とみてよいであろう。おそらく当主光長は給地窪田村における家中統制・扶持・村落支配の基本方針を越後時代の姿に求めたがゆえに、その集大成たる『行事』の祖本となるものを編纂・記録させたのではあるまいか。もし

て、これをもこに年中の行事や貢納関係・人的関係を機能せしめんとしたに相違ない。

それでは、実際に『行事』の内容と色部氏による窪田村支配の關係が結びつくか否か、検証してみよう。既に中野豈任氏が指摘したように『行事』に見える種々の儀礼は近世の色部家内でも行なわれていたが、なかでも吉書始め・修正会・蘇民将来・巻数仮吊り等の儀礼には、中世同様に色部氏の祈願寺たる青龍寺が関与していた。さらに、窪田村の絵図には『行事』に見える祈願寺の青龍寺・菩提寺・曹洞宗・千眼寺・同浄土宗・弘願寺、そして白山社・神明社・山王社等が越後から勧請されていたこともわかる。ちなみに、上杉・色部氏由縁の寺社以外にも米沢へ移動したものは多い。⁽⁴⁾

これら移築された寺社群は、勿論色部氏の手厚い保護を受けていた。例えば、菩提寺の千眼寺は元和三（一六一七）年、「点衣」申請を望み上洛を企てた際、繪旨下賜を円滑にせんと当主色部光長に吹拳の添簡を求めた。それに対して光長は、千眼寺住持は関東にて間違ひなく修行し、法会等の執行にも熟達した「点衣」の繪旨を頂戴するにふさわしい者と保証している。⁽⁴²⁾かかる寺院の昇進手続きに際し、当主が吹拳の副状を発給した事実を見ても、色部氏と

領内寺社との関係は浅くはなかった筈である。また、次のような『行事』の利用法も窺える。

《史料二》

「a」『行事』（『県史』七二九～七三〇頁）

年々正月一日より、御親るい・御家風衆、春之御礼として参上の時、わふはんの御祝、御酒・御肴之次第日記、

一、正月朔、^(白隠)田中・今泉・早田・山上、後之面々お始としてわふばん御座敷次第、

一、客居座上 主居座上

一、東彦五郎 一、田中左近将監

二、今泉大膳亮 二、^(留中)同大郎左衛門尉

（中略）

彼之面々多御肴五献、初献冷酒、此こんの時東ひこ五郎・田中将監・今泉大膳亮、此三人のかた／＼多一度つゝの御礼被成候、すなわちめしあけられ候て被下候、二献め、田中将監酒まいり候、御酌申され、則御しやく被下候、三献め、今泉大膳さけ参候、同御酌申され、御しやく被下候、四献めには田中大郎左衛門尉酒まいり候、同御酌被申、即御しやくくたされ候、

（下略）

〔b〕『行事』(七三三～七三四頁)

一、三日之夜のわふはん御五献、初献冷酒、青滝寺^(通)多御礼三度、先青龍寺被召上、其以後殿様被召上候、何も又七しやくにて給候、二献めかんしゆ、さうニ、三こんめに百性衆けわいおけの酒面へもたせ、おゑんにおゐて本百性之おとなしをひきおはやし、御ひきさかな申候而青龍寺吉書ヲあそはし候、其上にかのたひへの御冷酒・さけにて又七しやく申、御^(通)たち様めしあけられ、其後青龍寺被進候、おのく何も被下候、四献めかんしゆ参候、御すい物のさかなニ候、是も何も被下候、五献め御ひき肴ニ而、御^(通)たち様直の御しやくにて青龍寺へしんせられ、やま中カミ一束・扇子一本、御ひきいて物ニ被進候・其後被召上かさねて御しやく被成候、田中・今泉をはしめ、惣鉢の御家内衆にめし出被下候、又百性衆前代ハ、御酌不被下候へ共、長真様御代に被仰分候而、何も御しやく被下候、又青龍寺初献之御肴、くきやうにて白木のこき、同四にて四ツくミに被成候、すい物の時ハ宿田の百性より上候せりをうりなされ出候、又御吉書之時、しをひきのひき肴の時者青龍寺へハ何なり共とりあい次第に御さかな出候、

〔c〕『家風』(『国人色部』所収)

吉書之文談左之通

色部・牛屋両条早可致沙汰事 雑三箇条

一、先可奉崇神社仏寺等事

右神慮之威光者、人以崇敬増威、仏陀之興隆者、民以勤行繁昌、然人民蒙福祐事、従上一人至下万民寿命千年、從松柏奉陶米古跡、仍息災延命恒受快樂状仍如件、

一、可築固溝池堤事

右今年者、湛池堤水江堀流安任溝口、不可入人夫之力、早勤東作業、可勵西藏^(通)濃、取田夫鑿催植女苗、本田満作、開発新田、可備数田公用状如斯、

一、不可為御年貫以下雑米等未進事

右今年者、庄内安穩五穀成就、何事有未進哉、仍庄官百姓等此旨承知、不可違状如斯

年号月日

青龍寺

〔a〕は、正月朔日における「春之御礼」参上等に当主と家中の間で執り行われた碗飯の様相であり、〔b〕は正月三日における当主・家臣・百姓・寺社が打ち揃って行う碗飯とそれに続く吉書始めの儀式記事であり、〔c〕はその吉書始めに用いられた吉書文言である。そもそも碗(椀)飯という

儀式は、「a」の如き年始の節目に共同飲食を通して当主が家中との主従関係をフィジカルに確認させる中世武士団の儀礼⁽⁴³⁾であるが、「b」の様な己が支配領域各階層の代表者が参加する晩飯と、その最中に挙行される吉書始め式を見るならば、これは単なる年甫の嘉儀を表わす演出のみならず、本来正月三日の行事は領域全体の行事として意識されていたことが窺えよう。その証拠に、近世色部家内の行事内容を示す前掲『当家』記事中には、毎年「正月三日、青龍寺が古来古吉書の儀者、越後時代領所之國政之義ヲ年始故、祝候」とあって、領域各階層の代表者が参上する三日の晩飯行事が行なわれた日に、当主が米沢窪田村の給地支配ではなく、「越後時代領所之國政」すなわち中世越後時代の本貫地たる「色部・牛屋両条」の國政を祈念したことがわかる。しかも、この意味は「c」史料中に見える文言そのものに相違なく、なおかつ祈願寺である青寺龍が「古来古吉書の儀」を祝って、吉書を作成し読み上げたのであり、それは史料「b」において彼の寺が晩飯から吉書始めの一連の儀式中で重要な役割を果たしていたことからみても、色部家の深い信仰の念以上に、彼の寺に対して領域支配のある部分に関して重要な役割を委ねていたことが理解できる。ゆえにこそ、先にみたごとく青龍寺をはじめとする関係寺社

勢力が越後色部領より移築・保護される必要があったのではないのか。また、「b」中の百姓をはじめとする諸階層の区別意識こそ兵農分離後の姿とも解釈され、給地支配の実態が「a」の如き当主と家臣のみの関係になったがために、色部光長は本来の領域支配の姿をもとにした新たな『行事』の再生産、つまり当主と家臣を軸にした近世武士団としての主従関係の確認方法を『行事』の中に求めたものではあるまいか。

これらの意義をまとめていうならば、正月三日の行事とは、「年始」という機会を捉えて色部家当主の御前で吉書を行なうことにより、全家中を「代始」に擬した行事に参加せしめ、越後以来の主従関係が現実のものとして体感できるように仕組まれた、近世武士団結集の場面であると。

このように考えて間違いないとすれば、越後↓会津↓米沢へと移動した慶長期を中心とする藩制初期において、上杉氏が自身の家臣を優遇し、越後時代の遺制を温存させた事実(前述)は、色部氏にとっても前代の遺制再生産に有利に作用したと考えるてよからう。そして、『行事』の成立もかかる背景の中で理解できるのであり、かの祖本(祖形と言うべきか)の成立時期は、米沢窪田村転封後で光長元服後の慶長七年を余り下らない頃とみてよい。このことによ

って、別稿で指摘した結論である『行事』の描写年代と作成年代の齟齬、ならびに中世末期から藩制成立期の越後と米沢の状況の意味も、一層よく理解できるであろう。

なおまた、叙上の段階で成立した『行事』の祖本と現存する二本の『行事』との間には次元の相違が存在する。つまり、その違いとは『行事』の果たす機能が色部「家内」のレベルにとどまるか、或いは色部氏の「給地全体」に関わるかということである。この問題は現存する『行事』二本の様相を見る限り、近世において少なくとも二段階以上の変化を考えざるを得ない。その際に念頭に置くべきことは、⁽⁴⁴⁾世代（特に越後時代出生者）の交替と、二代藩主上杉定勝治世下における藩秩序の整備により、色部氏の保持していた不人権等の諸特権も寛永一〇（一六三三）年以降の代官支配の強化策の中に収斂され、更に寛文期の削封（後述）を経て、一七世紀中頃には給地の支配も急激に変化を遂げたと思われる。そこで、これらの変化と『行事』との関係が、果して現存する二本の伝本から読み解けるか、次節で素描してみたい。

四 色部本・米沢本『行事』の成立をめぐって

別稿でも述べたが、現在伝来している『行事』には色部

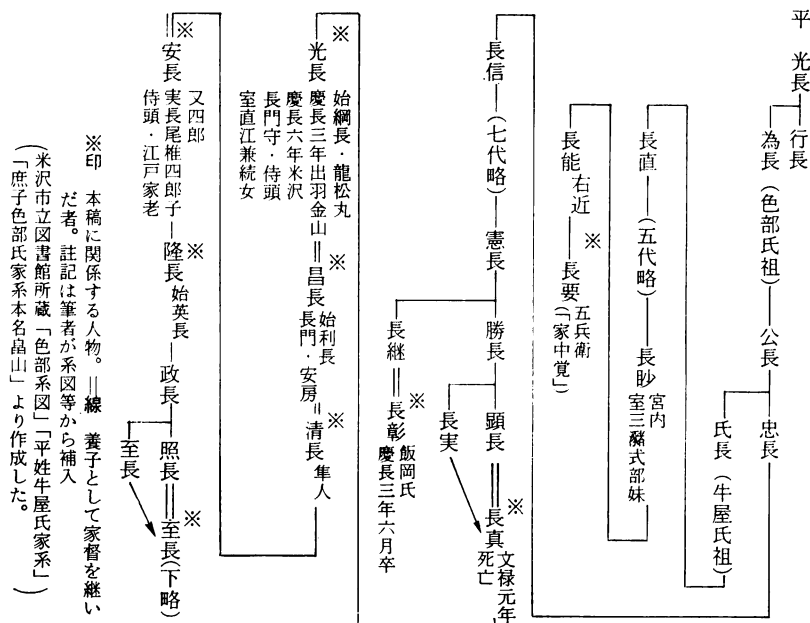
戦国期在地年中行事の再生産構造（長谷川）

本・米沢本の二本があり、その筆跡等から色部本は色部隆長時代の宝暦年間、米沢本は色部至長時代の天明年間までに成立したとされるが、それでは各々の作成契機（書写の意図）は何であったのであろうか。

色部本成立の当主隆長の頃は、色部「家」の古文書・記録・系図類が収集・編纂された時代であった。隆長は家伝文書の破損を嘆き、宝暦五（一七五五）年には越後時代からの歴代当主・諸家の伝来文書を集めて「⁽⁴⁵⁾古案記録草案」三冊を編纂し、同時に系図の整理も行なった。また、先に掲げた越後や米沢の近世初期から自家に伝わる年中行事・家臣伝・祭礼・由緒等を記した「⁽⁴⁶⁾当家人言伝之品々覚書」も彼の手になるものであり、「年中家風之行事」も隆長の書写であるという。まさに宝暦年間の隆長期は、色部氏関係記録をそのままに残すという強い意志が表出した一大編纂期であったといえる。

ところで、その編纂契機を考えるためには、前述の一七世紀中葉上杉定勝期以降の上杉・色部両氏家中の近世武士団としての在り方と、その年中行事の変容過程も重要である。そして更に、藩制前期の転機となる事件が上杉氏自身に惹起した。それは、定勝の遺跡を八歳で相続した四代当主綱勝が、寛文四（一六六四）年閏五月江戸にて急逝し、

〔色部氏関係略系図〕



嗣子兄弟とてなく末期養子の手続きをする暇もなく、上杉氏は御家断絶・改易の危機に瀕した。然るに、綱勝外舅たる会津藩主保科正之の斡旋と幕閣への奔走によって、上杉氏は親類筋に当たたる吉良義英三男三郎を綱勝生母である生善院の養子とし、跡目を継がせ家名を伝えることが出来た。この一連の経過ゆえ、以後の上杉氏と幕府の關係は強まることになったが、反対に米沢藩は半知の処分を受け、三〇万石から一五万石の所領高に減封された。これが所謂寛文四年の削封である。

この削封措置により米沢藩家臣団は全て半知となったが、この時も家臣の召し放ち等は実施せず、表面上藩の家臣団統制には何ら変化はみられなかった。勿論色部氏も給地半減の上、一六六石になった。ところが、翌々寛文六年上杉氏とまったく同じ事件が色部氏当主をめぐって起ったのである。

▲史料三▼

色部家来共訴状之写

色部長門、同安房二代直子無之、以他家名字御取立難有奉存候、然所、剩隼人若年ニ而病死仕候故夷子無之仕合候、願ハ隼人後家ニ長尾権四郎殿御次男又四郎殿御取合、名字相統於被仰付者、御重恩可奉存候、此

旨被仰上可被下置候、仍如件

寛文六年六月十七日

早田庄左衛門

山上右兵衛

田中藤兵衛

田中武右衛門

東 六郎兵衛

小嶋次郎兵衛

大沢半之丞

牛屋八郎左衛門

色部孫右衛門

武田大隅様

安田兵庫様

右ノ訴状ニ裏書之跡

右之訴状遂披露候之處、被有聞召、則無相違被^(欠字)仰付

候、然上者又四郎守立候儀各専用也

六月廿八日

竹俣勘解由

千坂 兵部

この訴状案に拠れば、色部長門（光長）・同安房（昌長）

には実子がなく、養子を迎えて家督を伝えてきたが、隼人（清長）が寛文六年五月一日一九歳で病死してしまっ

（戦国期在地年中行事の再生産構造（長谷川）

た。そこで色部家中は、昌長室の外舅であった武田氏と、清長の室の外舅となる筈であった安田氏に相談し、隼人後家（安田氏女）を昌長の養女とし、新たに長尾権四郎の次男又四郎（安長）と娶せて名跡を存続すべく、千坂氏等上杉氏奉行人に訴えたのである。⁽⁴⁹⁾この訴えは認められ、結果長尾氏との姻戚関係によって色部氏の上杉家中における地位は相対的に上昇したとみられる。

さて、長尾氏から入って家名を襲った色部安長時代は、同家にとっても『行事』編纂契機としても二重に画期であった。それは安長が天和元（一六八二）年に侍頭に昇り、さらに元禄一二（一六九九）年より一八年にわたり江戸定詰の家老⁽⁵⁰⁾となったことである。確かにかかる出世は色部家の政治的立場が向上したためであるが、反面同家の年中行事にも変化を惹起せしめずにはおかなかった。例えば、『当家』の記述によると、毎年六月一日は熊野神社の祭礼が執り行われ、「昔ハ赤飯を上下祝」っていたが、安長の代に江戸詰となったため、祭礼の祝いは「家内」の祝事となり、熊野神社の祭礼には代参を送ることになったという。この事実は、当該神社のみならず色部氏給地内の他寺社との年中行事とその伝承意識の変質にも大きな意味を持ったことであろう。

なおまた、『当家』を詳細に紐解くと、越後以来引き続いて執行された祭礼と、金山・米沢への転封以降新たに開始された祭礼とが併記されていることが判明する。事例を掲げると、次のようなものがある。

△α▽八月一日は八幡宮と白山社の祭礼で、白山別当が大乗院代参を務める。修験大乗院と白山別当は代々兼務で、越後から米沢窪田村に勧請されて、祭礼等を「昔之通続ケ」ていたという。『行事』同日条には八幡宮・宿田之白山社（やふさみまつり）での祭礼と供物上納の記事がある。また、神明社別当を務める船賦（布施）氏は、吉書始め・巻数板吊り・修正会等の際に年男を務めたが、これは『行事』に見える布施又七の子孫⁽⁵²⁾と思量されるから、この行事も越後以来の由来を持つ事例である。このため布施氏は越後より移転し、窪田村には神明社が建立されたという。以上の祭礼は、いずれもその意味で『行事』の記事通りであるといえよう。

△β▽九月九日は白子大明神の祭礼であり、色部氏では「昔々八木一俵供米」を献納していた。白子大明神は米沢の由緒ある神社で、色部氏の最初の転封地金山にも勧請されていた。また、先の熊野神社とは、金山宮内村に鎮座する宮内熊野神社のことであるから、これも慶長三年以降の

祭礼である。つまり、それらさえも一八世紀後半には既に「昔」からの祭りという意識でしか、色部氏当主には捉えられていなかったのである。

△γ▽ところが、越後以来の由緒を持ちながら、米沢においてその存立基盤を全く変えてしまった場合もある。『行事』にもその名に見える祈願寺青龍寺の末寺最明寺や菩提寺であった浄土宗弘願寺は、越後色部領・金山→米沢窪田村へと移転したが、米沢では以前の本末関係を変更改せられた。特に最明寺は住寺の寺格に成り難しとされ、寺号免許までに紆余曲折があった。一方、浄土宗阿弥陀寺は中興開基自然和尚が、越後の弘願寺にあった本尊阿弥陀如来を米沢に再安置したので、菩提寺として色部氏より篤く取り立てられた。また、同じく菩提寺の曹洞宗千眼寺は、色部氏代々の位牌所で越後から窪田村へ移動してきたが、越後でも直ぐ様再興されたので、色部光長の位牌所は二ヶ所存在することとなった。同様に光長の父長真が奥州仕置の際、出羽仙北郡から勧請した保呂羽堂も越後と米沢の千眼寺内に建立されていた。その結果、越後色部千眼寺は光長以前、米沢窪田村千眼寺は光長以後の色部氏代々の当主位牌所として位置づけられた。⁽⁵³⁾そして、この区別は近世の当主は光長を以て祖とするという中興意識をも表わしていよ

う。

以上△α▽△α▽の事実から推して、色部氏の年中行事の質やその執行者は越後→米沢への移動の中でも表面上は祭礼の執行形態に変化がなくとも、内実は近世社会の枠組みの中で規制を受けて変質していたことが窺える。行事の執行者が越後以来の有力寺社であった点を考慮すれば、これは前述した上杉氏の年中行事整備の影響・結果と考える以外にない。

また、色部隆長が記録したとされる『当家』や『家風』の中では、「古来⁶⁵之嘉例」「旧例」「古法」等の表記が用いられているが、叙上のことからこれらは越後時代の年中行事だけでなく、金山・米沢移住後に創出された年中行事をも指していたことがわかる。かかる一八世紀中葉の色部氏当主の意識が斯くなるものであった事実を踏まえると、隆長期の一連の編纂事業は、越後時代のものはおろか、近世初期からの年中行事すら不明になっていたため、「旧例」等の行事内容を集めて整備したと推定する事が出来る。おそらく、寛文削封以後の給地支配状況の変化・他家養子による家伝承の断絶・当主江戸詰生活による給地支配からの遊離等種々の相乗効果によって、当主は給地領内のみならず、家内の行事内容さえも混乱し、不分明な状態

に陥ったのではあるまいか。それを憂えたからこそ、隆長は旧来の年中行事を整備し直し、なおかつその過程で整備されたものの自体が近世色部氏の「家内」の年中行事として意識されていたのであろう。そして、この時点で再度我が家の年中行事として認識され直したからこそ、現代まで伝承が続いたのである。

一方、米沢本『行事』の成立意図は、編者と推定され同じ天明期に『家風』を撰んだ色部至長の意識から窺える。すなわち、至長の立場は『家風』の編者ではなく「撰者」であるから、当該写本はおそらく色部氏の家内で天明期に伝来していたもの、ないしは当時彼が必興とした内容を行事として記録したものとみられる。別稿で『行事』の記載削除部分が米沢本に見られると指摘しておいたが、この故であろう。したがって、至長段階で編まれた米沢本『行事』は、米沢藩制下に組み込まれ淘汰されて一八世紀までに残った諸行事を、色部氏当主が越後時代の故実として伝承するために、色部本ないしその流布本を転写することによって成立したと考える。

以上の分析から理解されるように、現在する『行事』は色部本・米沢本各々の成立背景が相違しているので、文言や書写状況の違いだけでなく、各々の作成段階での意志の

違いも表われているのである。故に、近世写本の『行事』をめぐる様相は、叙上の論証のみでも数段階の画期を経て変化していた可能性がある。したがって、中世に行なわれたであろう年中行事と近世のそれをストレートに結び付けることは困難で、近世社会中での変質部分を復原した上で、初めて中世の『行事』本来の姿が明らかになると考える。

つまり一般的に年中行事という史料は、個別行事の事例やその変化の追求だけでは不十分であり、年中行事の作成意志を含めた史料全体の把握を前提に、年中行事論が展開されるべきである、と思量する。拙稿の『行事』論は、かかる意味での年中行事研究の一事例になろう。

五 おわりに

本稿の論点をまとめると、次のようになる。

(1) 慶長初年に越後↓会津↓米沢へと短期間に国替え・転封を繰り返した大名上杉氏およびその家臣である色部氏は、転封先で兵農分離による城下集住が不可能であった。当該期の上杉氏は、色部氏等旧外様国人領主層を大身家臣として優遇し、城下集住が困難な代償として新開給地を与え、当初は不人の特権等を付与した。だが、二度の国替え

や寛文の削封を経ても、なお在村し地方知行を続ける特異な状況を呈していた。

(2) 現在する『行事』祖本の成立時期は、色部本の祖本成立時点とみてよい。それは米沢転封後、慶長七年に元服した当主色部光長が前述のような状況に直面して、自己家と給地村落支配を円滑に行なうため、越後時代の『行事』を領域統治の手本・技術書(マニュアル)として編集し利用する必要があったからと考えられる。しかし、『行事』の内容は中世の在地世界同様に再現された訳ではなく、あくまでも近世米沢藩体制下における、色部氏給地内での秩序確立のために再生産されたものであった。

(3) すなわち、近世米沢藩では上杉定勝治世の寛永期を中心に、家臣団統制を企図する「俗」的儀礼と、寺社の法会を中心とする「聖」的儀礼とから構成される上杉氏家中年中行事が整備された。それは陪臣団である色部氏家臣団の年中行事にも影響を与え、近世色部氏の年中行事はかかる上杉氏家中の重層的な儀礼の再生産の構造の中で、祭祀の追加・変更・整備を繰り返した。更に、色部氏当主の婿入りによる「家伝承」の断絶と在府ゆえの給地からの遊離が重なり、一八世紀にはより限定された家内の行事へと縮小・再生産されてその性格を変えていった。かかる武家社会の

質的な変貌の流れの中で成立した、現在伝来している色部本・米沢本『行事』は、一八世紀に至って故実としての年中行事を伝承するために書写されたものである。強いて言えば、近世武士団のために編まれたといえる。

本来筆者は、この『行事』を再び中世の地域権力論の史料として読み直す意図の下に、史料批判とその評価を行なうはずであった。しかし、『行事』には描写されている内容時期と現存の史料形態になった時期とはギャップがあり、その相違の中に△中世越後色部領▽と△近世米沢藩色部氏給地▽という二つの顔が存在しているのである。さらに、これは近世武士団社会へ組み込まれた過程で重層的に再生産を繰り返した後の所産である。したがって、現存する色部本『行事』を素材として中世社会を読みとるには、一層慎重な史料批判と操作が必要であり、中世の事実を直接反映した部分とそうではない箇所を区別しないで、歴史的事実を引き出すことはできない。況や米沢本においてはなおさらである。繰り返すが、その時々時代と作者の意識の変化を区別して読み込まない限り、『行事』本来の世界は生き返ることはない。なお、米沢藩における藩社会の構成と年中行事再生産の問題は、素描の域を出ていないの

で、後日の課題としておく。

註

(1) 『色部氏年中行事』の基礎的考察——戦国期在地年中行事伝写の意義——と題して『日本史研究』に掲載予定。

(2) 前稿でも述べたが、『行事』は『越佐史料』第四卷(高橋義彦氏編、一九二八年)によって一部が紹介され、『色部史料集』(井上鋭夫氏編、一九六六年)において全文が明らかになった米沢市立図書館所蔵本(以下、米沢本と略称)と、その後田島光男氏により新たに発見され、『越後領主色部氏史料集』(一九七九年、以下『国人数部』と略称)で紹介された色部宗嫡系の色部正長氏所蔵本(以下、色部本と略称)の二本が現在伝来しており、その書誌的・基礎的考察も田島氏によってなされている(『国人数部』解説)。そこで注意すべきことは、その筆蹟から色部本は色部隆長の宝暦年間、米沢本は色部至長の天明年間迄に成立したものであることである(前出田島氏解説、及び米沢本ほか関係史料の所見による)。

(3) 代表的な研究としては、佐藤博信氏『色部年中行事』について(『日本歴史』二八八号、一九七二年)の家臣団分析を中心とした国人数部氏の支配体制の研究、及びこれを中世の『民俗誌』として読み、領主の心意統治技術を解こうとした藤木久志氏「一在地領主の勸農と民俗

——『色部氏年中行事』ノート——」(『新鴻史学』九号、一九七六年、のち同氏『戦国の作法——村の粉争解決——』に所収 平凡社選書一〇三、一九八七年)、そして『行事』の全貌を余す所なく検討し、「心意の世界」から中世社会を復原した中野豈任氏『祝儀・吉書・呪符——中世村落の祈りと呪術』(中世史研究選書・吉川弘文館、一九八八年、これを中野④著書とする)をここであげておく。

- (4) 兵農分離に関する研究史は一九七〇年代以前については『岩波講座日本歴史 第二六巻別巻「三」』(一九七七年)に詳しい。それ以降については、近世史の側からは薩摩地方における例が知られ(例えば、北島万次氏『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』・山本博文氏『幕藩制の成立と近世の国制』共に校倉書房、一九九〇年)、中世史の側では刀狩令を中心とした中々近世移行期における具体的な兵農分離の在り方を追求された藤本久志氏『豊臣平和令と戦国社会』(東大出版会、一九八五年)を代表的な研究としてあげておく。

- (5) 註(2)田島氏編『国人数部』、註(3)中野④著書所収。

- (6) 米沢市立図書館所蔵、なお本稿で引用する史料は、本文でも註記でも特に断わらないものは、同館所蔵のものである。

- (7) 中野豈任氏「近世色部家の年中行事——『色部氏年中行事』と『年中家風行事』——」(『新潟県の歴史と民俗』所収、一九八八年。これを中野⑤論文とする)。

- (8) 本稿における『行事』の引用は、前稿同様に色部本を底本として米沢本を註載した『新潟県史 資料編4 中世二』(一九八三年) 二三六一号「色部氏年中行事」を用い、その引用箇所は何頁と頁数で表示した。なお、その他の『新潟県史』資料編からの引用は、すべて『県史』何号と略称する。

- (9) 永正三(一五〇六)年長尾為景、永禄三(一五六〇)年上杉謙信「越後侍衆・馬廻衆・信濃・関東大名衆等祝儀太刀次第享」(『県史』八三二号)、天正三(一五七五)年上杉家軍役帳(『県史』八三九・八四〇号)。

- (10) 「致知義」「侍組禄席掌故」。

- (11) 「寛永八年分限帳」「元文五年先祖書」。

- (12) このことは、関東管領家の系譜を引く上杉氏が、室町期に成立したといわれる武家有職故実を越後時代から強く継承していた表われと見るべきであり、近世期に幕府・諸藩が故実・格式を尊重し、その諸礼式を整備、制度化していく時期にその傾向は一層強まったといえよう。その基本となった秩序自体が越後時代のものである点は重要である。

- (13) 「御代々御式目」「編年文書」。

- (14) 「上杉家御年譜」はこれを越後から会津への移転期のものとするが、ここでは慶長一七年の廟堂移転に比定した。

- (15) 「上杉家年中行事」。

- (16) 「御堂年中行事」。

- (17) 「年中行事」「上杉家年中行事」。

(18) 「定例明鑑」「米沢雜事記」等。

(19) 「年中行事」。これら米沢藩の寺院統制については、藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究 米沢藩』（吉川弘文館、一九六三年。以下『藩制 米沢藩』と略称）も参照。

(20) 中世武士団におけるこうした成果としては、奥田信啓氏『中世武士団と信仰』（柏書房、一九八〇年）・豊田武氏「武士団と神々の勧請」（豊田武著作集第五巻『宗教制度史』所収、吉川弘文館、一九八二年）をあけておきたい。

(21) 『県史』三一七号。

(22) 日野久美子氏「豊臣期および徳川初期の国替えの実態について」「宜教師から見た豊臣期の国替え」（『新潟史学』二二、二三号）。『新潟県史 通史編2 中世』（一九八七年）第五章同氏執筆部分。

(23) 『県史』二〇七四号。

(24) 『県史』二三六二号「色部氏家中覚」（以下「家中覚」と略称、「当家」）。

(25) 色部長真死後の色部家中は、一族庶流の色部長影と重臣田中長幸を中心とする後見体制がとられていた（別稿参照）。

(26) 「当家」。牛屋長要は「家中覚」からも米沢への移動が窺える（別稿参照）。おそらく、『行事』に見える父牛屋長能が三瀨氏の家督を継いで小国城番（現山形県西置賜郡小国町）となったことによるためであろうか（『藩制 米沢藩』、「平民牛屋家系」）。

戦国期在地年中行事の再生産構造（長谷川）

(27) 『県史』一一四九、二〇五四、二〇五五号、『県史 通史編2 中世』第四章第二節等、これらから上杉景勝政権は譜代の直江兼統、新譜代（信濃衆）の須田満親、外様（揚北衆）の色部長真を代表とする体制で領国支配を行ったことがわかる。揚北（阿賀野川以北）地域においては、天正二年の中条氏と吉江氏の養子縁組による事実上の譜代化が、

天正一五年以降の色部氏の相対的な政治的地位の上昇をもたらしたとも考えられる。

(28) 『県史』一六九七号及び「古案記録草案」二（以下「古案」と略称）「色部長真覚書案」前書。また「当家」によれば、光長は伯父である直江兼統の影響を受けて成長していることがわかる。

(29) 「直江兼統仮名一字状」（『国入色部』所収）。

(30) この間の経過については『山形県史 通史編第二巻 近世編上』（一九八五年、以下『山形史 二 近世上』と略称）を参照。

(31) 「上杉氏知行方目録」（『県史』一五七九号）。

(32) 『藩制 米沢藩』・『山形史 二 近世上』、長井政太郎氏『上杉藩の郷土聚落の研究』（一九五六年、その後一九八二年に山形郷土研究叢書二として国書刊行会より復刊）等を参照。

(33) 『藩制 米沢藩』・『山形史 二 近世上』を参照。例えば、米沢藩における色部氏は侍組三番衆筆頭に位置し（侍組祿席掌故）、その席次においても越後国衆として中世以

来の大身家臣の処遇を受けた。

(34) 「寛永八年分限帳」。

(35) 山形大学所蔵文書。

(36) 「編年文書」所収寛永二二(一六四四)年九月、御検地之書出。

(37) 「寄合帳」寛永一九(一六四二)年閏九月一日条・寛永二八(一六四一)年六月「掟」に見る窪田村廻作り取締り一件等。

(38) 前出註(29)。

(39) 前出註(3)藤木氏論文、中野氏A著書。

(40) 前出註(3)中野氏A著書、註(7)中野氏B論文。

(41) 田浪龍之氏「上杉転封随伴寺社考」(『越後地方史の研究』所収・一九七五年)。

(42) 「古案」二「千眼寺点衣の節、御添簡御案の写」(元和三年、『色部史料集』所収)。

(43) 碗飯(皖飯)については、ここでは村井章介氏「執権政治の変質」『日本史研究』二六一号、一九八四年、保立道久氏「荘園制的身分配置と社会史研究の課題」(『歴史評論』三八〇号、一九八一年)、及び二木謙一氏『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)等を参照。なおこの点を含めた中々近世期における正月行事の意義については、加藤秀幸氏「武家年中行事中正月規式の座次について」(『日本歴史』四一五号、一九八二年)も参照。氏は島津・毛利・秋田佐竹氏等の正月行事の分析から特に座次に

ついて儀礼制度及び思想的立場から興味深い史実を明らかにしている。察する点は多くあるものの、上杉・色部氏に関する限りは十分な追求ではない。

(44) 元和五(一六一九)年に直江兼統、元和九(一六二三)

年に上杉景勝が死去し、米沢藩政から越後時代の遺制はほぼ消滅し、上杉定勝の治世に引き継がれていくことになる(「上杉年譜」「紹興録」「御代々御式目」等)。定勝期以降の経過については『藩制 米沢藩』も参照。

(45) 米沢市立図書館所蔵。前出した「平姓牛屋氏家系」等も隆長の手によるものであり、奥書には庶家の依頼により隆長が編纂した旨が記されている。この点にも色部家当主と家中の意識が窺われよう。

(46) 田島光男氏「『祝儀・吉書・呪符』の書評にかえて」(『かみくひむし』七〇号、一九八八年)を参照。

(47) 『藩制 米沢藩』・『山県史 二 近世上』参照。

(48) 「致知箋」「侍組祿席掌故」。

(49) 反町家文書雑文書の一七〜一九(『色部史料集』所収)。

(50) 「色部系図」「当家」。

(51) 「県史」二三六一号から引用する。

一、八月十五日ニ、同はくさんよりやふさミまつりのとき、すこう一ひつ、御さかな三献にて上り申候、(七五六頁)

一、同八月拾五日ニ、八まんの宮より、強飯一はち・酒一双にこり酒・さかな三献ニ而上申候、(七五七頁)

(52) 『行事』に見える布施又七は、吉書始め、御番始め等の

儀礼中において御酌人を務めており、諸寺への使者、家内の行事にも散見している。『当家』とあわせて考えた場合、布施氏が中世以来色部家の行事に深くかわっていたことは明白であろう。

(53) 和銅五(七二二)年勸請。中世期には暦仁年間に長井

(大江) 時広が長井宮城郷の惣鎮守として再興。以来明德年間の伊達政宗、文禄年間の蒲生氏郷等も置賜郡・米沢の惣鎮守として保護した。近世では米沢藩上杉氏が尊崇し、二五石の黒印地を受けて大行院が別当となり、厚く保護されたという(『角川日本地名大辞典六・山形県』一九八一年等)。

(54) 日本三熊野の一つとされ、九世紀の創建と云う。同社の

伝承記録によれば、建長六(一二五四)年伊達氏一門の東昌寺覚仏入道が長井氏の命を受けて熊野宮を再興したという。同社には明応七(一九九八)年八月一日の年記を有する鋼造鐔口銘があり、また代々伊達氏の崇敬を受けた置賜郡・北条荘の鎮守であった様である。近世でも北条郷の総鎮守として米沢藩の保護を受けた。なお、同社内には伊達氏・色部氏(光長)が祠られている(『角川日本地名大辞典六・山形県』等)。

(55) 「当家」によれば、当初は両千眼寺間で住持の交流もあ

った模様である。しかし、『行事』の盂蘭盆会の供料上納の記事に見る如く(七月一四日条、七五四頁)、越後時代

の色部氏の位牌所は、千眼寺の本寺にあたる村上耕雲寺・岩船諸上寺等もそうであったため、色部氏は後にこれらの寺院にも位牌料を寄進するということもあった。

(56) 別稿第二章二節及び「表B」参照。

〔付記〕

本稿は、本来別稿(日本史研究)の後半部分にあたるものであったが、都合により論文の発表順が前後したことを御海容願いたい。なお、本稿を作成するにあたり、中野栄夫先生に御指導をいただいた。未筆ながら感謝の意を表する次第である。